

各 位

会社名 新報国製鉄株式会社

代表者名 代表取締役社長 成瀬 正

(コード番号5542)

問合せ先 総務部長 成島 伸一

電話番号 049-242-1950

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社への移行」及び「定款の一部変更」を平成 28 年 3 月 29 日開催予定の第 83 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することにより、 取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの更なる充実を図ることを目 的としております。

(2) 移行の時期

平成28年3月29日開催予定の当社第83回定時株主総会において、必要な定款変更について、ご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する 規定の新設、ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うものでありま す。
- ② 取締役が期待される役割を十分発揮できるよう会社法 426 条および 427 条に定める取締役の責任免除制度に基づき、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、および業務執行取締役等であるものを除く取締役との間で責任限定契約を締結できる旨を第 30 条(取締役の責任免除)として新設す

るものであります。なお、第30条の新設につきしては、各監査役の同意を得ております。

- ③ 株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、中間配当基準日の規定を新設するものであります。
- ④ その他、必要な規定、条数の変更及び文言の加除等所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)平成 28 年 3 月 29 日定款変更の効力発生日(予定)平成 28 年 3 月 29 日

以上

【別紙】 定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

その議決権の過半数をもって行う。

現行定款	変更(案)
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条~第3条(条文省略)	第1条~第3条(現行どおり)
(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) 監査役会 (4) 会計監査人 第5条~第17条(条文省略)	(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) <u>(3)</u> 会計監査人 第5条~第17条(現行どおり)
第4章 取締役 <u>、</u> 取締役会 <u>、監査役及</u> <u>び監査役会</u>	第4章 取締役 <u>及び</u> 取締役会 <u>並びに監査</u> <u>等委員会</u>
(<u>取締役、監査役の</u> 員数 <u>及び選任</u>) 第 18 条 当会社の取締役は、 <u>12</u> 名以内 <u>、監</u> <u>査役は、4 名以内</u> とする。 (新設)	(員数) 第 18 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である</u> ものを除く。) は、7名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役 は、5名以内とする。
(取締役及び監査役の選任方法) 第19条 取締役及び監査役は、株主総会において選任する。 2 取締役及び監査役の選任決議は、 議決権を行使することができる株主	(選任方法) 第 19 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締</u> 役とそれ以外の取締役とを区別して 株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使 することができる株主の議決権の3

主が出席し、その議決権の過半数を

もって行う。

3 (条文省略)

(取締役及び監査役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に │ 第 20 条 取締役(監査等委員であるものを 終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会終結の時まで とし、監査役の任期は、選任後4年以 内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の 時までとする。

(新設)

2 補欠として選任された監査役の任期 は、退任した監査役の任期の満了する 時までとする。

第 21 条~第 22 条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は会日の2日 前までに各取締役及び各監査役に対 して発する。ただし、緊急の必要が あるときは、この期間を短縮するこ とができる。
 - 2 取締役及び監査役の全員の同意があ ときは、招集の手続を経ないで取締役 会を開催することができる。

3 (現行どおり)

(任期)

- 除く。)の任期は、選任後1年以内に 終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会終結の時まで とする。
 - 2 監査等委員である取締役の任期は、 選任後2年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委 員である取締役の補欠として選任さ れた監査等委員である取締役の任期 は、退任した監査等委員である取締役 の任期の満了する時までとする。

第21条~第22条(現行どおり)

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は会日の2日 前までに各取締役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、こ の期間を短縮することができる。
 - 2 取締役の全員の同意があるときは、 招集の手続を経ないで取締役会を開 催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

(新設)	第24条 監査等委員会の招集通知は、会
	日の2日前までに各監査等委員に
	対して発する。ただし、緊急の必
	要があるときは、この期間を短縮
	<u>することができる。</u>
	2 監査等委員全員の同意があると
	<u>ときは、招集の手続を経ないで監</u>
	<u> 査等委員会を開催することができ</u>
	<u> 3.</u>
	(重要な業務執行の委任)
(新設)	第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13
	第6項の規定により、取締役会の決
	議によって重要な業務執行(同条第
	5 項各号に掲げるを除く。)の決定を
	取締役に委任することができる。
第 <u>24</u> 条~第 <u>25</u> 条(条文省略)	第 <u>26</u> 条〜第 <u>27</u> 条(現行どおり)
	(監査等委員会規定)
(新設)	第28条 監査等委員会に関する事項は、
	法令又は本定款のほか、監査等委
	<u>員</u> 会において定める監査等委員会
	<u>規定による。</u>
(監査役会の招集通知)	
第26条 監査役会の招集通知は会日の2日	(削除)
前までに各監査役に対して発する。	
ただし、緊急の必要性があるときは、	
この期間を短縮することができる。	
2 監査役の全員の同意があるときは、	
招集の手続きを経ないで監査役会を	(削除)
開催することができる。	
1	1

(常勤の監査役)

 第27条
 監査役会は、その決議によって常勤

 の監査役を選定する。

(削除)

(監査役会の決議方法)

第28条 監査役会の決議は、法令に別段の定 めがある場合を除き、監査役の過半数 をもって行う。 (削除)

(監査役会規定)

第29条 監査役会に関する事項は、法令又は 本定款のほか、監査役会において定め る監査役会規定による。 (削除)

(報酬等)

第<u>30</u>条 取締役<u>及び監査役</u>の報酬、賞与その 他の職務執行の対価として当会社か ら受ける財産上の利益は、株主総会の 決議によって定める。 (報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務 執行の対価として当会社から受ける 財産上の利益は、監査等委員である 取締役とそれ以外の取締役とを区別 して、株主総会の決議によって定め る。

(新設)

(取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、会社法第426条第1項 の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項 の規定により、取締役(業務執行取 締役等であるものを除く。)との間 に、任務を怠ったことによる損害賠 償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基

づく責任の限度額は法令が規定する 額とする。 第31条(条文省略) 第31条(現行どおり) 第5章 計 算 第5章 計 算 第32条(条文省略) 第32条(現行どおり) (剰余金配当の基準日) (剰余金配当の基準日) 第33条 当会社の期末配当の基準日は、 第33条(現行どおり) 毎年 12 月 31 日とする。 (中間配当) 第34条 当会社は、取締役会の決議により (新設) 毎年6月30日を基準日として、中 間配当を行うことができる。 第 34 条 (条文省略) 第 35条 (現行どおり)